平成２１年（フ）第２２３９号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目21－５－203、住民票上の住所大阪府東大阪市若江南町３－６－７東大阪中丸玉フーズ内
破産者　宗　　明彦
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５１号
大阪市淀川区新高６丁目16番16―317号、前居所兵庫県尼崎市富松町３―38―１ブランツ富松306号
破産者　西川　和美
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２８１号
堺市堺区向陵西町１丁８―10―103、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町香住区上岡305番地の１
破産者　上野　　護
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２８５号
大阪府泉大津市池浦町３丁目３番15―301号、開始決定時の住所大阪府泉大津市池浦町４丁目３番24号
破産者　田中　美宏
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８１５号
堺市中区堀上町147番地１　南海グリーンコート泉北深井1111号
破産者　氏原　右一
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１５２６号
広島市南区東雲１丁目３番10―205号
破産者　中畑　和昭
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２０２８号
広島市西区庚午北２丁目17番27号
破産者　永岡千代巳
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４号
大分県日田市前津江町柚木2231番地１　出野公営住宅１号
破産者　玉川　斉志
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第８２０号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目46番地64　カサアンザイ202号
破産者　阿部　暢勇
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７８号
北海道白老郡白老町字社台64番地の７
破産者　東江　伸二
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
宮城県角田市角田字南78番地20、申立前の住所宮城県角田市角田字扇町16番地16　コーポ藤
破産者　渡邊　　達
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第６２６号
埼玉県上尾市井戸木２丁目31番地13　苗木原ハイツ103、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平方領々家624番地２
破産者　小川　豊吉
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第６２７号
埼玉県上尾市井戸木２丁目31番地13　苗木原ハイツ103、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平方領々家624番地２
破産者　小川　和子
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目２番地10　レオパレスＧＲＡＮＤ307
破産者　佐野　正美
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９９号
横浜市神奈川区羽沢町967番地　カウベルハイツ205号
破産者　隈　　直人
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２７号
福井県坂井市春江町江留下相田１番地３
破産者　芦原　卓也
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５９８号
福井県越前市行松町17―１―２　行松ハイツ101号室、開始時の住所福井県福井市春日町211番地２
破産者　漆崎　英和
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４１１号
神戸市西区王塚台１丁目27―103号
破産者　小山　重喜
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係